

最高裁秘書第965号

令和4年3月30日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年3月23日に答申（令和3年度（最情）答申第55号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年10月15日（令和3年度（最情）諮詢第39号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（最情）答申第55号）

件名：出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成又は取得した文書の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「民間の法律関係の出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、これらを併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事実の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年9月10日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、2号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件不開示部分が法5条1号、2号及び6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件不開示部分には、以下の情報が記載されているため、同条各号に定める不開示情報に相当する。

1 法5条1号の情報について

本件不開示部分には、法人の担当者氏名及び印影並びに担当職員の内線番号及び印影が記載されており、これらの情報は個人識別情報に相当し、法5条1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

2 法5条2号イの情報について

本件不開示部分には、法人名、代表者氏名、印影、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、ファクシミリ番号、製品名、当該製品名を推知させる情報及び仮名処理方針に関する情報が記載されており、これらの情報は公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たる。

3 法5条6号の情報について

本件不開示部分には、担当職員の内線番号が記載されており、この情報は公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に当たる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月15日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、法人の担当者氏名及び印影並びに担当職員の内線番号及び印影が記載されており、これらの情報は、法5条1号本文に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、同号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。また、担当職員の内線番号については、この情報が公になると、職務に關係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所職員の事務の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるといえるから、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある同条6号に規定する情報に相当すると認められる。

2 次に、本件不開示部分には、上記1記載の情報のほか、法人名、代表者氏名、印影、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、ファクシミリ番号、製品名、当該製品名を推知させる情報及び仮名処理方針に関する情報が記載されていることが認められる。これらの情報が公にされた場合には、特定の法人による同法人の製品の作成方法に関する情報が公になるほか、特定の法人が、同法人の製品として判例収録を目的とするデータベースを作成するために、特定の裁判所から判決書の写しの交付を受けているという競争上の地位が脅かされるといえる。したがって、上記情報は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある法5条2号イに規定する情報に相当すると認められる。

3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、2号イ及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 2月10日付け「判決書（写し）ご提供のお願い」と題する文書
- 2 2月15日付け「裁判書写しの交付について（当審裁判書）」と題する文書
- 3 2月16日付け最高裁判所裁判部裁判関係庶務係回答「裁判書写しの交付について（2月10日付け依頼に対する回答）」